

子ども・子育て支援新制度により、保育園・認定こども園を利用するためには支給認定を受ける必要があります。認定区分により利用できる施設が異なります。

### ●認定区分と利用可能施設

認定区分	対象年齢	利用区分	利用可能な施設
教育標準時間認定 (1号認定)	満3歳以上	教育を希望する利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>海の子保育園</li> <li>白老小鳩保育園</li> <li>白老さくら幼稚園</li> <li>緑丘保育園</li> </ul>
保育認定(2号認定)		保育を必要とする利用 * 保育認定の要件①から⑩に 該当する世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記4園</li> <li>町立はまなす保育園</li> </ul>
保育認定(3号認定)	生後6カ月以上 満3歳未満		

### ●保育認定の要件

- ① 月48時間以上就労しているとき
- ② 妊娠・出産のとき(原則前後各8週)
- ③ 保護者の病気や障がいのあるとき
- ④ 親族の常時介護・看護のとき
- ⑤ 災害復旧にあたっているとき
- ⑥ 求職活動(起業準備含む)のとき
- ⑦ 就学(職業訓練校等含む)のとき
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあるとき
- ⑨ 育児休業中で継続利用が必要なとき
- ⑩ ①～⑨に類すると認められるとき

### ●保育料

3歳～5歳児の保育料は無料です。

0歳～2歳児の保育料は、世帯の住民税額に応じて算定します。

1号認定(教育)及び2号認定(保育)の利用は給食費がかかります。その他、利用する園によって通園バス利用料、教材費等がかかります。

### ●入園申し込み

(1) 4月1日からの入園

- ① 教育標準時間認定(幼稚園利用)  
毎年10月頃から各認定こども園で願書の配布・面接等を行います。
- ② 保育認定(保育園利用)  
毎年12月から子育て支援課で受け付けます。(募集日程等は広報12月号でお知らせします。)

(2) 年度途中の入園

- ① 教育標準時間認定(幼稚園利用)  
各園で随時受け付けています。
- ② 保育認定(保育園利用)  
随時受け付けていますが、原則として各月1日の入所となります。前月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までの申込者を対象に入所調整を行いますので、期日までにお申し込みください。

### ●町内の保育所・認定こども園

施設名	所在地・電話番号	利用定員	開設時間	時間外延長	
保育所	はまなす保育園	字萩野72-1 ☎83-2271	60人	保育短時間 8:00～16:00	なし
認定こども園	海の子保育園	字虎杖浜74-11 ☎87-2481	教育認定 5人 保育認定 30人	保育標準時間 7:30～18:30	あり 19:00まで
	白老小鳩保育園	東町3-1-27 ☎82-2040	教育認定 15人 保育認定 60人		あり 19:00まで
	白老さくら幼稚園	日の出町3-9-47 ☎82-2640	教育認定 25人 保育認定 40人	教育標準時間 (認定こども園のみ) 各園で異なります	なし
	緑丘保育園	緑丘1-12-1 ☎82-4052	教育認定 10人		あり 18:30まで
			保育認定 40人		

\* 各認定区分の開設時間の前後は、保育認定は延長として、教育認定は預かりとして有料で利用することができます。

\* 時間外延長保育は申し込みが必要となり、有料です。